

不当利得法における「使用利益」の範囲 (8・完)

油 納 健 一

【目次】

- 第 1 章 はじめに
- 第 2 章 現行民法に至る経緯 (以上 37 巻 2 号)
- 第 3 章 民法成立後の判例・学説
 - 第 1 節 判例・裁判例 (以上 38 巻 2 号)
 - 第 2 節 学説 (以上 39 巻 1 号)
 - 第 3 節 目的物本体の損傷に関する見解
 - 第 4 節 民法 (債権関係) の改正における審議の状況
 - 第 5 節 小括 (以上 39 巻 2 号)
- 第 4 章 ドイツ法
 - 第 1 節 BGB の構成
 - 第 2 節 BGB 起草過程における審議
 - 第 1 款 BGB100 条
 - 第 2 款 BGB987 条以下
 - 第 3 款 BGB812 条以下
 - 第 4 款 検討 (以上 40 巻 1 号)
 - 第 3 節 BGB 成立後の判例・裁判例
 - 第 1 款 「使用利益」の意義
 - 第 1 目 金銭以外の物の「使用利益」、消費利益及び譲渡利益 (代償物)
 - 第 2 目 金銭の「使用利益」及び譲渡利益 (代償物) (以上 40 巻 2 号)
 - 第 2 款 「使用利益」と価値減耗
 - 第 3 款 小括 (以上 41 巻 1 号)
 - 第 4 節 BGB 成立後の学説 (以下本号)
- 第 5 章 DCFR 不当利得規定
- 第 6 章 むすび
 - 第 1 節 検討
 - 第 2 節 私見
 - 第 1 款 「使用利益」の意義
 - 第 2 款 一部消費と一部損傷
 - 第 3 款 価値減耗分と「使用利益」の関係
 - 第 3 節 残された課題

第4章 ドイツ法

第4節 BGB成立後の学説

1 「使用利益」と消費利益・譲渡利益（代償物）の関係について学説は、判例の見解に則した議論を展開しており、「使用利益」をつぎのように限定的に捉える。すなわち、「使用利益」は物から生じた利益であり、消費や譲渡によって得られる利益と理解されるべきではない、と⁽¹¹⁹⁾。

2 つぎに、「使用利益」と価値減耗分の関係については、使用利益算定方法が形成・確立され、主要部分においては十分明白になっており、今も争われているのは、若干の細かな問題にすぎない⁽¹²⁰⁾、とした上で、判例の見解に則した以下のような議論を展開する。

通常の売買における「使用利益」の価値は、原則として、コンスタントな価値減耗に基づいて算定される。すなわち、売買目的物の価値又は合意された売買代金を考慮に入れた上で、その物の実際の使用と見込まれる全使用の耐久性とを比較すること（いわゆる価値の消費）によって算定されるのである。

たとえば、通常の新車売買の事案においては、その耐久性は見込まれる全走行距離であり、通常は距離（km）によって算定される。また、新車の価値は一般的に合意された（手数料・税金等の控除前の）売買代金を基礎に置く

(119) Enneccerus/Nipperdey, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts, 1959, S. 820f.; BGB-RGRK/Kregel, BGB, 12. Aufl., 1982, § 100 Rdn. 4; Soergel/Mühl, BGB, 12. Aufl., 1987, § 100 Rdn. 4,5; Staudinger /Dilcher, a.a.O., § 100 Rdn. 1,3; Staudinger /Jickeli/Stieper, a.a.O., § 100 Rdn. 1, 4; Erman/Michalski, BGB, 10. Aufl., 2000, § 100 Rdn.3; Erman/Schmidt, BGB, 14. Aufl., 2014, § 100 Rdn. 5, 6; MünchKomm/Holch, BGB, 4. Aufl., 2001, § 100 Rdn.5; MünchKomm/Stresemann, BGB, 7. Aufl., 2015, § 100 Rdn.5.

また、消費によって得られる利益のみを述べるものとして、Larenz/Wolf, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts, 8. Aufl., 1997, S. 412 (Rdn.116)、譲渡によって得られる利益のみを述べるものとして、Loewenheim, Anmerkung zu BGH, 8.11.1965, NJW 1966, 971, 972 がある。

(120) Reinking/Eggert, Der Autokauf, 13 Aufl., 2017, Rdn. 1161.

ことができる。これらは、事実上の推定である⁽¹²¹⁾。

今日、以上のことは出発点として争いがなく⁽¹²²⁾、使用利益算定のための数式は、具体的につぎのようになる。

$$\text{使用利益} = \text{全部込みの売買代金} \times \text{走行距離} \div \text{見込まれた全走行距離}^{(123)}$$

この数式によれば、使用補償は、たとえば、見込まれた全走行距離が 10 万 km、20 万 km、30 万 km である場合、つぎのような割合となる。

10 万 km の場合、1,000 km 走行するごとに売買代金の 1%

20 万 km の場合、1,000 km 走行するごとに売買代金の 0.5%

30 万 km の場合、1,000 km 走行するごとに売買代金の 0.33%⁽¹²⁴⁾

その数式は、中古車の売買契約における使用利益算定にも用いられる。もともと、分母は、見込まれた全走行距離ではなく見込まれる残りの走行距離であるという条件がついている。その残りの走行距離とは、全走行距離とすでに走行した距離の差額を指す⁽¹²⁵⁾。

したがって、具体的な中古車価格及び見込まれる残りの走行距離を考慮することとなる⁽¹²⁶⁾。

これに基づき、中古車の使用補償は、原則的につぎの式に基づいて算定さ

(121) Reinking/Eggert, a.a.O., Rdn. 1162; Staudinger/Lorenz, BGB, 15 Auflage, 2007, § 818 Rdn.13; MünchKomm/Schwab, BGB, 7. Aufl., 2017, § 818 Rdn. 98; Soergel/Hadding, BGB 13. Aufl., 2012, § 818 Rdn. 16.

(122) Reinking/Eggert, a.a.O., Rdn. 1162.

(123) Reinking/Eggert, a.a.O., Rdn. 1166.

(124) Reinking/Eggert, a.a.O., Rdn. 1168.

(125) Reinking/Eggert, a.a.O., Rdn. 1167.

(126) Reinking/Eggert, a.a.O., Rdn. 3563.

れるべきである。

使用利益 = 全部込みの売買代金 × 走行距離 ÷ 見込まれる残りの走行距離

この数式によれば、中古車の全部込みの売買代金を8,000ユーロ、見込まれる残りの走行距離を10万km（全走行距離20万km－引渡し時の走行距離10万km）とした場合、1kmごとの使用補償は8Cent（ $8,000 \div 100,000 = 0,08$ ）となる⁽¹²⁷⁾。

したがって、仮定（擬制）の賃料に基づく算定は排除され、返還の対象は価値減耗分にとどまる⁽¹²⁸⁾。もし、受領者が、仮定（擬制）の賃料の支払義務を負うならば、その支払額は、短い間に目的物本体の価値を著しく上回る額となるだろう。また、売買契約が無効である場合には、売主は、売買契約が有効である場合に売買代金として取得できたであろう金額の数倍の金額を使用補償によって取得するだろう⁽¹²⁹⁾。

3 以上からすると、学説は、判例の見解に則した議論を展開することとどまっているといえよう⁽¹³⁰⁾。

(127) Reinking/Eggert, a.a.O., Rdn. 3564.

(128) Staudinger/Lorenz, a.a.O., § 818 Rdn. 13; Soergel/Hadding, a. a. O., § 818 Rdn. 16.

(129) MünchKomm/Schwab, a.a.O., § 818 Rdn.98.

(130) 以上の判例・通説を批判する見解もあり、その理由として、原動機付車両は最終時点でも10%以下にはならない何らかの価値を有すること、新車の場合には使用の最初の時点での実際の価値喪失が特に多く、コンスタントな算定方法は新車の価値喪失を最初の時点では適切に把握しないことを挙げる。

本稿は、本体の価値減耗分も「使用利益」の範囲に含まれるかを検討の対象としているので、これらの批判には立ち入らないが、その詳細については、Reinking/Eggert, a.a.O., Rdn. 1163. を参照。

第5章 DCFR 不当利得規定

1 DCFR 不当利得規定には「使用利益」に関する規定及びその注釈が存在し、これらは本稿の検討対象に関連すると思われるので、以下でみておくことにしよう。

【第7編第5章104条 利得の果実及び使用】

(1) 利得の返還は、利得の果実及び使用に及ぶ。ただし、果実又は使用からもたらされる出費の節約が果実又は使用の価値より少なければ、利得の返還はその節約分にとどまる。

(2) 前項の規定にかかわらず、利得者が悪意で果実又は使用を取得するときは、たとえ出費の節約が果実又は使用の価値より少なくても、利得の返還は果実及び使用に及ぶ。

【注釈】

①総説

この規定は、最初の利得の返還を内容とする主たる債務を、果実又は利得の使用から生じる利得にも拡張する付随的債務を規定する。したがって、この規定は、第7編第5章101条〔原物返還できる利得〕及び同編同章102条〔原物返還できない利得〕に基づく基本的な責任を拡張する。

代償物を扱う規定と異なり、取得した果実又は利得の使用からの利得返還責任は、(i) 最初の利得の返還責任に代わるものというよりもむしろ追加されるものであり、(ii) 原告の選択に依存しているというよりもむしろ自動的に生じるものである。

②使用

占有又はその他の使用の後に財産を返還する場合には、付随的債務は、財産自体になされる使用から生じ得る。この支払は、事実上損耗と関連しかつこれを補償することになる。

2 【注釈】①総論には、「代償物を扱う規定と異なり、取得した果実又は利得の使用からの利得返還責任は、…最初の利得の返還責任に代わるものというよりもむしろ追加されるもの」という説明があり、この見解は「使用利益は、物から直接的に生じる利益」とする見解（BGB 起草過程における見解及びドイツ判例（（1）～（5）判決）に近い発想と思われる。

これに対し、【注釈】②使用には、使用から生じ得る付随的債務の「支払は、事実上損耗と関連しかつこれを補償する」という説明があり、現在のドイツ判例（（8）～（13）判決）と同様、目的物本体の価値減耗分も「使用利益」の範囲に含まれるように読める。

このように同じ注釈の中に、異なる2つの見解が並存しているようにみえるのは、ドイツ判例の混乱が何らかの影響を与えているといえよう。なぜなら、ドイツ判例は、消費利益・譲渡利益（代償物）との関係では「使用利益」は「物から生じる利益」と捉える（（1）～（5）判決）のに対して、売買契約が無効である場合における価値減耗分との関係では、「使用利益」は価値減耗分と捉えている（（8）～（13）判決）からである。

第6章 むすび

第1節 検討

1 本稿では、自動車・建設機械のような“時間の経過による価値減耗が著しい物”について、「使用利益」の範囲はいかに考えられるべきか、すなわち、目的物本体の価値減耗分も「使用利益」の範囲に含まれるかを検討の対象とした。

たとえば、本稿第3章第1節で検討した（5）判決を例にとれば、中古自動車を57万円で売買した後、その価値が27万円に減耗した場合（価値減耗分は30万円）、「使用利益」は57万円の中古自動車の適正利潤のみか（狭義の「使用利益」）、それとも、その適正利潤及び価値減耗分30万円の合計なの

か(広義の「使用利益」)が、本稿での検討課題であった。

法制審議会における内田貴委員の発言や民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明(本稿第3章第4節)でも指摘されているように、“時間の経過による価値減耗が著しい物”につき、目的物本体の価値減耗分も「使用利益」の範囲に含まれるかは、未だ解明されていないと思われる。

また、本稿第3章第1節で詳しくみたように、“時間の経過による価値減耗が著しい物”の「使用利益」の範囲が未解明であることにより、裁判実務上、いくつかの問題が生じていた。具体的には、価値減耗分の二重払を認めた判決が存在していたこと((2)判決)、目的物本体の価値減耗分も「使用利益」の範囲に含まれるか及び価値減耗分返還義務の有無につき一貫性がないことなどであり、これらの問題点は、「使用利益」の範囲が未解明である点に原因があると考えられる。

そこで、本稿において「使用利益」の範囲解明に向け、日本法及びドイツ法を検討の対象とした。その結果、以下のような成果と問題点が明らかとなった。

2 まず日本法について、ボワソナードと現行民法起草者は、目的物本体の価値減耗分が「使用利益」の範囲に含まれるかについて態度を明らかにしていない。

これに対して、民法成立後は、これを肯定すると思われる判決が大半を占め、これを明確に否定するのは10のうち2つにすぎない。もっとも、その区別の基準は明らかになっておらず、また、これらの判決には、前述したように価値減耗分の二重払を認めたというような複数の問題が見受けられた。

我が国の学説は少なく、価値減耗分の返還を肯定する点では共通しているものの、「使用利益」の範囲を狭義又は広義のどちらに捉えるかでは対立していた。

まず、狭義に捉える説の要約は、つぎのとおりである。すなわち、価値減耗分は、本来、給付物返還を契約締結前の原状でいかに実現するかの問題と

考えられ、使用利益返還関係の問題ではなく給付物返還関係の問題と考えるべきである、と。

この説をよりの確に理解するためには、不当利得法・解除法における一部損傷した目的物の返還に関する通説的見解が参考となる。すなわち、売買契約に基づき給付された目的物が買主の下で使用され一部損傷した後にこの契約が無効と判明した又は解除された場合は、買主の売主に対する返還義務の内容は、この一部損傷した給付目的物の返還及び一部損傷分の価値の返還である。

このような一部損傷の場合と、損傷はないが単に価値が減耗している場合と比べるならば、両者ともに価値の減少という点で共通しており、相違点は目的物自体に損傷があるかの一点のみにすぎない。

そこで、狭義に捉える説は、このような共通点に着目し、給付目的物が“時間の経過による価値減耗が著しい物”である場合においては、その価値減耗分を損傷による価値減少分と同様に捉えた上で、価値減耗した給付目的物の返還及び価値減耗分の価値の返還を認める。したがって、価値減耗分の返還を給付目的物返還の問題とし、「使用利益」返還の問題としない。

このように考える理由として、狭義に捉える説は、「使用利益」額が価値減耗分を含む賃料相当額を基準に算定される場合、その額は使用が長くなれば給付物の価値をはるかに超えてしまうことなどを挙げる。

しかし、問題となる状況を実質的に評価して「使用利益」の範囲の広狭を判断することに並行して、そもそも「使用利益」はいかなる利益か、いかなる法的性質を有するのかについても検討する必要がある。なぜなら、目的物本体の価値減耗分が「使用利益」の範囲に含まれるかは、そもそも「使用利益」がいかなる利益かを解明することによって、導き出されるように考えられるからであり、この批判は、つぎの説にも当てはまる。

つぎに、広義に捉える説は、狭義に捉える説と同様、価値減耗分は目的物本体（目的物そのものの交換価値）を構成するとして、価値減耗分の返還を

給付目的物返還の問題とする。それにもかかわらず、「使用利益」の範囲に関しては、狭義に捉える説と異なる立場に立ち、この価値減耗分は、広義の「使用利益」に含まれるとした上で、原状回復の客体（目的物本体）として返還されるべきものとする。

給付目的物返還の問題であるとしながらも、何故に広義とはいえ「使用利益」の問題とするのか、ここには大きな矛盾があるように思われる。また、目的物本体の価値減耗分が「使用利益」の範囲に含まれるかは、「使用利益」がいかなる利益かを解明することによって、導き出されるように思われる。

以上からすると、これらの学説は、価値減耗分の返還を肯定する点で共通するものの、目的物本体の価値減耗分が「使用利益」の範囲に含まれるかにつき見解を異にしており、また、各説にはそれぞれ問題点も見受けられる。

最後に、「使用利益」の範囲の問題は、これらの学説が出されてから長きにわたって議論されず、民法（債権関係）の改正審議においても、再度、この問題の存在が浮き彫りにされたが、議論の進展はなく、今後の解釈論に委ねられるにとどまっている。

3 これに対して、ドイツ法においては、目的物本体の価値減耗分が「使用利益」の範囲に含まれるかについて、日本法と異なり、現在では一つの見解が確立した判例・通説となっている。

まず、BGB 起草過程においては、「使用利益」は、「物から直接的に生じる利益であり、その利益は消費利益又は譲渡利益（代償物）のような受領したものの自体を含まない」と捉えられていたといえ、「使用利益」（収益）と消費利益・譲渡利益（代償物）の区別は現行の BGB818 条 1 項においても見受けられる。

つぎに、BGB 成立後のドイツ判例については、「使用利益」と消費利益・譲渡利益（代償物）の関係から「使用利益」の意義を検討したところ、「使用利益」は BGB100 条の収益に含まれるのに対し、消費利益及び譲渡利益はこれに含まれないとするのが判例の立場といえる。

これは、「使用利益」が消費利益又は譲渡利益のような受領したものの自体ではなく、物から直接的に生じる利益である点が重視されたため、と考えられる。したがって、ドイツ判例は、BGB 起草過程における見解に則し、「使用利益」とは「物から直接的に生じる利益であり、その利益は消費利益又は譲渡利益（代償物）のような受領したものの自体を含まない」と捉えるものといえよう（（1）～（5）判決）。

これに対して、「使用利益」と価値減耗の関係を扱うドイツ判例は、BGB 起草過程における見解及び「使用利益」と消費利益・譲渡利益（代償物）の関係を扱う判決（（1）～（5）判決）とは異なる立場に立つといえる。

すなわち、ドイツ判例は、売買契約が無効である場合の目的物本体の「使用利益」をその価値減耗分とする。具体的には、自動車の全走行距離が約10万キロであると想定した上で（中古車の場合は見込まれた残走行距離）、車の売買代金をその10万で割って買主の個別走行距離で掛けることにより算出される金額が「使用利益」であるとする。したがって、新車からスクラップになるまでに生じる「使用利益」は、自動車の新車価格にほぼ相当することになる。なお、自動車は走行距離が基準になるのに対して、ベッド又は半導体製造装置などは使用期間が基準となる。

このように考える理由として、ドイツ判例は、売主は、売買代金の受領と引換えに、目的物自体及びその使用可能性を最終的に喪失することで満足し、売主が期待した利益は売買代金にとどまる。これを買主の側からみれば、買主は、売買代金の支払と引換えに、使用不能となるまで装置の使用可能性を購入することで満了したのである。それゆえ、契約締結に挫折したという理由のみで、売主は、契約が有効であれば請求権を有しなかったであろう擬制の賃料まで受領することはできず、売買目的物の最初の価値である売買代金を超えた金額まで期待することはできない。そこで、実際の使用期間（又は走行距離）と見込まれる全使用期間（又は全走行距離）の比較に対応した売買代金の一部によって、使用期間（又は走行距離）に応じた「使用利益」を

決定することが最も適切、という ((8) ~ (13) 判決)。

このような判例に対して、ドイツ学説にはとくに異論はなく、また、DCFR 不当利得規定の注釈は、ドイツ判例から何らかの影響を与えられているように思われる。

しかし、このように両者の意思を根拠とするのは、両者の返還義務の範囲を限定する根拠としては説得力があるが、「使用利益」を価値減耗分する根拠としては疑問が残る。

また、もし本体の価値減耗分を受領したもの自体と解するのであれば、現在の判例は、「使用利益」は受領したもの自体を含まないと捉える BGB 起草過程における見解及び「使用利益」と消費利益・譲渡利益（代償物）の関係を扱う判決 ((1) ~ (5) 判決) と真逆の立場に立つものといえる。なぜなら、後者は、「使用利益」は受領したもの自体を含まないと考えるのに対し、前者は、受領したもの自体（価値減耗分）と捉えるからである。

さらに、同様の問題は、DCFR の注釈にも見受けられる。

第2節 私見

第1款 「使用利益」の意義

1 それでは、このような日本法・ドイツ法における議論を踏まえて、日本法における「使用利益」の意義はどのように考えられるべきか。

2 まず、日本民法 88 条 1 項には「物の・・・産出物を天然果実」、同 189 条 1 項には「占有物から生ずる果実」、同 575 条 1 項には「目的物が果実を生じた」と規定され、これらは果実が物から生じる利益であることを示すものといえよう。我が国の判例・通説によれば、これらの果実は「使用利益」を含むと解する⁽¹³¹⁾ことから、日本法においても、BGB 起草過程における見解及び「使用利益」と消費利益・譲渡利益（代償物）の関係を扱うドイツ判例 ((1)

(131) 拙稿・前掲注 (15) 130 頁以下。

～（5）判決）と同様に、「使用利益」の意義を“物から直接的に生じる利益”と捉えるべきであろう。また、このように「使用利益」を捉えることによって、物自体の利益は、「使用利益」に含まれないこととなる。

3 したがって、「使用利益」の意義は、「物から直接的に生じる利益であり、その利益は消費利益又は譲渡利益（代償物）のような物自体の利益を含まない」と考える。

第2款 一部消費と一部損傷

つぎに、一部消費と一部損傷に関する返還義務の内容をより深く考察しておく必要がある。

たとえば、石鹸を例に考えてみよう。買主が購入した100円の石鹸を使用した結果、その石鹸は半分消費された。その後、その石鹸の売買契約が無効であることが判明した場合、不当利得法に基づきその石鹸の返還義務が発生する。しかし、その石鹸は半分消費され原物返還できないので、現存する石鹸及びその消費分の価値を返還することになるが、その消費分の価値の返還は、「使用利益」の返還ではなく、石鹸という目的物本体の一部の価値を返還することと考えられる。

また、本稿第4章第3節第1款（2）判決で検討したガソリンの事例も同様に参考となる。すなわち、買主が購入した1万円のガソリンを使用した結果、そのガソリンは半分消費された。その後、そのガソリンの売買契約が無効であることが判明した場合、不当利得法に基づきそのガソリンの返還義務が発生する。しかし、そのガソリンは半分消費され原物返還できないので、現存するガソリン及びその消費分の価値を返還することになるが、その消費分の価値の返還も、「使用利益」の返還ではなく、ガソリンという目的物本体の一部の価値を返還することと考えられる。

さらに、本稿第3章第3節で検討したように、売買契約に基づき給付された目的物が買主の使用中に一部損傷し、その後この契約が無効と判明した又

は解除された場合は、原物返還が不能である。そこで、買主の売主に対する返還義務の内容は、その一部損傷した給付目的物の返還及び一部損傷分の価値の返還となり、その一部損傷分の価値の返還は「使用利益」の返還ではなく、目的物本体の一部の価値を返還することと考えられる。

第3款 価値減耗分と「使用利益」の関係

1 筆者は、“時間の経過による価値減耗が著しい物”について、「使用利益」の範囲を狭義に捉え、目的物本体の価値減耗分は「使用利益」の範囲に含まれないと考える。その根拠は、以下のとおりである。

2 前款において一部消費と一部損傷に関する返還義務の内容を考察したところ、原則である原物返還が不能であるから、これを補うために、目的物本体の返還に加えて価値の返還が認められることとなる。そうならば、自動車・建設機械のような“時間の経過による価値減耗が著しい物”が価値減耗した場合も、目的物本体を価値減耗していない状態で返還すること（原物返還すること）は不能であるから、価値減耗した目的物本体に加えて価値減耗分を価値で返還することとなる。すなわち、目的物本体の返還に加えて価値減耗分の価値の返還が認められることになるから、その目的物本体の価値減耗分はまさに目的物本体の一部であって、「使用利益」ではないと考えられよう。

したがって、「使用利益」の範囲を狭義に捉え、目的物本体の価値減耗分は「使用利益」の範囲に含まれないと考える。

もっとも、消費及び損傷の事例では目的物本体が客観的に変化しているのに対し、価値減耗の事例では目的物本体に客観的な変化はないが、価値が減少するという点では両事例が相違するところはない。それゆえに、両事例を異なって扱う必要はないように思われる。

3 ところで、本章第1款で検討した「使用利益」の意義は、「物から直接的に生じる利益であり、その利益は消費利益又は譲渡利益（代償物）のような物自体の利益を含まない」というものであった。

目的物本体の価値減耗分は、物から直接的に生じる利益ではなく、物自体の利益といえるから、「使用利益」の意義から考えても、「使用利益」の範囲には含まれないと評価できよう。

また、本章第1款で検討したように、民法88条1項・189条1項・575条1項にいう果実は、物から生じる利益といえる。そうならば、もし「使用利益」を広義に捉え、目的物本体の価値減耗分が「使用利益」の範囲に含まれるとするならば、「使用利益」が民法88条1項、189条1項、575条1項にいう果実と異なることになり、日本民法典が前提とする「使用利益」の意義からかけ離れてしまうであろう。

4 また、そもそも、“時間の経過による価値減耗が著しい物”は全く使用せずとも価値は減耗するから、価値減耗分が使用による利益と捉えることは困難であろう。

5 さらに、土地・金銭のような“時間の経過による価値減耗が著しくない物”の「使用利益」は、賃料相当額・利息相当額であるのに対し、自動車・建設機械のような“時間の経過による価値減耗が著しい物”のそれが、価値減耗分と捉えられるのは一貫性がないように思われる。

6 また、民法189条1項によれば、善意占有者は占有物から生ずる果実・「使用利益」を取得する。目的物本体の価値減耗分が「使用利益」の範囲に含まれるとすると、占有者は善意であれば、目的物本体をも取得できることになってしまい、善意占有者保護が過剰となるように思われる。

7 もっとも、「使用利益」の範囲に含まれないからという理由で、価値減耗分の返還を否定しようというのではない。価値減耗した目的物本体の返還及び価値減耗分の価値の返還は認めるが、理論上は、その価値減耗分の返還を、「使用利益」返還ではなく目的物本体の価値返還の問題とする、という趣旨である。

また、もし、我が国の多くの判決が目的物本体の価値減耗分を「使用利益」の範囲に含むとする理由が、価値減耗分返還という結論を導くためであると

するならば、必ずしも「使用利益」の範囲拡張という理論構成を採る必要はない。目的物本体の価値返還を認めれば、価値減耗分の返還という結論を導くことができるからである（損害賠償などの根拠をもって価値減耗分の返還を認める判決については、本稿第3章第1節第5款を参照）。

8 最後に、賃料相当額に基づいて「使用利益」を算定する見解（賃料相当額＝「使用利益」）も検討しておこう。

我が国における「使用利益」の範囲を狭義に捉える説及びドイツ判例が主張していたように、“時間の経過による価値減耗が著しい物”の返還が問題となる場合において、「使用利益」額が賃料相当額を基準に算定されるときは、その額は使用が短期間であっても目的物本体の価値に近づき超えていく。なぜなら、“時間の経過による価値減耗が著しい物”の賃料相当額は、価値減耗分を含めて算定されるのが、常だからである。

それゆえ、賃料相当額＝「使用利益」という「使用利益」の範囲を広義に捉える見解によれば、「使用利益」返還額が短期間で目的物本体の価値を超えてしまい、買主は目的物本体の価値をはるかに超える返還義務を課せられることにもなりかねないため、受け入れることはできない。

第3節 残された課題

最後に、残された課題について述べておきたい。

本稿では、“時間の経過による価値減耗が著しい物”については、目的物本体の価値減耗分は「使用利益」の範囲に含まれないという結論に至った。しかし、その価値減耗分が「使用利益」の範囲に含まれないとするならば、また、それゆえにその価値減耗分を含む賃料相当額も「使用利益」の範囲に含まれないとするならば、“時間の経過による価値減耗が著しい物”の「使用利益」とは、具体的にいったいどのような利益なのか。

この点については今後の検討課題としたい。

〔後記1〕 本稿は、平成23 - 27年度科学研究費補助金・若手研究（B）（課題番号23730095）、平成29年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（課題番号17K03465）の交付を受けた研究成果の一部である。

〔後記2〕 本稿の連載中に、広島大学民事法研究会、神戸大学民法判例研究会、京都大学民法研究会（京都大学大学院法学研究科科学研究費基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」研究会と共催）で報告する機会を頂き、有益なご指導を賜りました。各研究会の先生方には、心より御礼を申し上げます。